

長崎県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例施行規則

平成24年12月28日長崎県規則第43号

改正

平成26年9月19日規則第36号

平成26年10月10日規則第38号

平成29年2月3日規則第2号

長崎県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例施行規則をここに公布する。

長崎県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、長崎県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（平成24年長崎県条例第76号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この規則において使用する用語の意義は、条例において使用する用語の例による。

(運営規程)

第3条 条例第17条第2項の規則で定める重要事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 施設の目的及び運営の方針
- (2) 提供する保育の内容
- (3) 職員の職種、員数及び職務の内容
- (4) 保育の提供を行う日及び時間並びに提供を行わない日
- (5) 保護者から受領する費用の種類、支払を求める理由及びその額
- (6) 乳児、満3歳に満たない幼児及び満3歳以上の幼児の区分ごとの利用定員
- (7) 保育所の利用の開始及び終了に関する事項並びに利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (11) その他保育所の運営に関する重要事項

(食事の特例の要件)

第4条 条例第51条に規定する規則で定める要件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 幼児に対する食事の提供の責任が当該保育所にあり、その管理者が、衛生面、栄養面等業務上必要な注意を果たし得るような体制及び調理業務の受託者との契約内容が確保されている

こと。

- (2) 当該保育所又は他の施設、保健所、市町等の栄養士により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養士による必要な配慮が行われること。
- (3) 調理業務の受託者を、当該保育所における給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有する者とする。
- (4) 幼児の年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等、幼児の食事の内容、回数及び時機に適切に対応できるものであること。
- (5) 食を通じた乳幼児の健全育成を図る観点から、乳幼児の発育及び発達の過程に応じて食に関し配慮すべき事項を定めた食育に関する計画に基づき食事を提供すること。

(保育の内容)

第5条 条例第53条に規定する規則で定める指針は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)第35条の規定に基づき厚生労働大臣が定める指針とする。

(食育)

第6条 条例第54条に規定する規則で定める事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 知事が別に定める長崎県食育推進計画を踏まえ、保育課程に連動した食育計画を策定するとともに、食育に関する指導を行う食育担当者を配置し、食育を推進する体制を整えること。
- (2) 当該保育所が定めた食育計画に基づき、給食等の実施に当たっては地産地消の推進等を通して、地域に対する関心が深められるよう配慮すること。

(特別な配慮を必要とする乳幼児への支援)

第7条 条例第56条に規定する規則で定める事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 個別の指導計画及び支援計画を作成し、及び活用すること。
- (2) 保護者からの相談窓口の設置、関係機関との連絡調整等を行う者(学校における特別支援教育コーディネーターと同じ役割を果たす者)の指名、園内委員会の設置等保育所内の支援体制の整備に努めること。

(小学校及び義務教育学校との連携)

第8条 条例第57条に規定する規則で定める事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 幼児の発達及び学びの連続性を確保する観点から、小学校及び義務教育学校における教育への円滑な接続に向けた教育及び保育の内容の工夫を図り、連携を通じた質の向上を図ること。
- (2) 小学校及び義務教育学校における教育との連携、接続においては、地域の小学校等との交

流活動や合同の研修の実施等を通じ、保育所の幼児と小学校等の児童及び保育所と小学校等の職員同士の交流を積極的に進めること。

(3) すべての幼児について保育要録の写し等の幼児の育ちを支えるための資料の送付により連携する等教育委員会、小学校等との積極的な情報の共有と相互理解を深めること。

(子育て支援)

第9条 条例第58条に規定する規則で定める事項は、次に掲げるとおりとする。

(1) 子育て支援事業の実施に当たっては、保護者の子育て力を高め、及び地域における子育て支援体制の充実を図る観点に立って、地域の全ての乳幼児及び保護者を対象として実施すること。

(2) 地域における子育てに対する必要性及び状況を踏まえ、子育て相談及び親子の集いの場を提供する事業等を実施すること。

(3) 乳幼児の保育に従事する者が研修等により子育て支援に必要な能力を涵養し、その専門性と資質を向上させていくとともに、専門機関等と連携する等様々な地域の人材及び社会資源を活かしていくこと。

(児童発達支援管理責任者)

第10条 条例第75条第1項に規定する規則で定めるものは、障害児通所支援又は障害児入所支援の提供の管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの(平成24年厚生労働省告示第230号)に定めるものとする。

(委任)

第11条 この規則に定めるもののほか、この規則に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成26年9月19日規則第36号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成26年10月10日規則第38号)

この規則は、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成24年法律第67号)の施行の日から施行する。

附 則(平成29年2月3日規則第2号)

この規則は、平成29年2月3日から施行する。